

【用語解説】

時間（分：秒） **用語** 解説文 の順に記載しています。

◎前編

- 01:16 **問屋役** 江戸時代における宿駅に置かれた問屋場（問屋の詰め所）の責任者で、宿駅・伝馬（助郷人馬）を指揮、公私の旅客と荷物の継送りや休泊に関する事務を管掌した。問屋とも呼ばれる。
- 01:19 **史料群** ○○家文書など一か所にまとまっていた史料のことを史料群と呼び、この単位で整理・保管することがほとんどである。なお、史料は歴史を語る場合にその典拠となる文書・モノ資料のことを指す。歴史的な史料でも歴史的なことを指さない場合には資料（歴史資料・古文書とも）と呼ぶことが多い。
- 02:33 **旧字・新字** 日本における当用漢字（1946年）制定以前に使用されていた元々の字体が旧字（体）・正字（体）であり、当用漢字制定時に簡略化して登録された字体が新字（体）とされている。
- 04:48 **普請** 土木・建築工事などの労役のこと。
- 11:56 **駄賃(駄賃附)** 近世における街道宿駅などの馬の背による貨客運送料。
- 12:39 **間道** 脇道のこと。
- 12:40 **要害** 邪魔をしてくる物の意味として使用されている。
- 13:14 **代官** 代官制度が最も整備された江戸時代に幕府（天領）・諸藩の直轄領地や蔵入地の支配を担当した地方官及びその職名のこと。
- 13:17 **手附・手代** 代官の属僚（下級役人、部下）のこと。手代が江戸時代初期以来の属僚であるのに対して手附は江戸時代後期に新設され、幕臣が就任することとなっていたが職務内容には違いはなかった。
- 13:22 **公事方** 江戸幕府勘定所、勘定奉行分課。公事・訴訟を扱い、財政担当の勝手方に対する呼び方。
- 13:43 **無宿人** 無宿・無宿者とも。江戸時代、欠落（失踪）、勘当（家・村内追放）などの追放刑によって人別帳（戸籍）から記載を削られた者の総称。定住しない者で帳外とも言われた。江戸中期以降増加し、江戸には周辺諸国から離村した貧窮農民が流れ込み治安を脅かした。幕府は無宿の横行に手を焼き、追放刑を制限する一方、江戸の石川島に人足寄場を設置して更生を図ったり、関東取締出役を設置して取り締まりにあたりたりした。明治維新以後、無宿は労働力として吸収されるが、一部は依然として犯罪人口として残ることになる。

- 15:23 **白洲** 江戸時代、奉行が罪人を取り調べ、審理・裁断する場所のことをさす。奉行所の庭先・玄関先に白い砂利を敷き、清廉潔白を示す裁きの場所として様式化され、御白洲と敬称されて、一般に奉行所・法廷そのものをさすようになったとされる。なお、奉行所以外のこれに類した代官所・関所・火付盗賊改役宅・名主宅・庄屋宅での白洲は別に坪・中坪と呼ぶのが正しいとされている。
- 15:37 **与力・同心** 江戸幕府内諸役職に置かれた属領（下級役人、部下）のこと。さらに同心は与力の属領（部下）であり、与力は同心を遣って当該職の任務遂行にあたった。
- 27:52 **異体字** 異なる字体を持ちながら、同一の字音・字訓を有して全く等しいものとし替使用された文字。異字・別字とも。例えば「體・體・躰・体」は部分的にかなり違った形をしているが互いに異体関係にあって、「體」は基準（正字）であり、他の3字が俗字や通用字として「體」の異体字とされる。ただし、ちょっとした線の飛び出しや線が離れている字に関しては異体字とはしないものもあるとされる。

◎後編

- 08:45 **穿鑿** ここでは、綿密に調査することの意。
- 14:59 **覚** メモ・領収書・事項の周知など、様々な事柄に対応できる表題として広く使用された文言。

◎史料全般

- 義・儀** 史料に記されている「義」「儀」は、原史料にその都度分けて記されている。原文ママで書き下すのが作法であるのでそのまま記述した。意味の違いについては特にないとされている。